平成２７年（フ）第９３２号
福岡市東区松崎４丁目14番３号
債務者　入學　博文
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９４８号
福岡県福津市福間駅東１丁目１番１―311号
債務者　三宮　能子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７０号
長崎県諫早市天満町10番４号
債務者　松尾　順子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
大分県別府市石垣西２丁目４番37―203号　浜田ビル
債務者　渡邉ミサコ
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
北海道苫小牧市字高丘６番地の32　公住１―205
債務者　田安　正臣
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１７２号
茨城県桜川市亀岡707番地３
債務者　大和田英子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号
兵庫県姫路市西新町109番地７
債務者　黒田　直子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２２０号
兵庫県高砂市神爪３丁目２番７―501号　エクセレント宝殿２号棟
債務者　田浦　真希
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２２１号
兵庫県高砂市神爪３丁目２番７―501号　エクセレント宝殿２号棟、従前の住所兵庫県高砂市米田町米田1096番地の８
債務者　田浦　理穂
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２２７号
兵庫県加古川市新神野２丁目20番５―205号、従前の住所兵庫県加古川市別府町新野辺1025番地の１
債務者　宮本石工こと　宮本　睦男
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２２８号
兵庫県加古川市新神野２丁目20番５―205号、従前の住所兵庫県加古川市別府町新野辺1025番地の１
債務者　宮本　清子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２３６号
兵庫県姫路市四郷町東阿保1398番地13　ベルファミーユⅡ102、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区大江島615番地
債務者　藤田つかさ
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４２６号
広島市安佐南区毘沙門台３丁目７番７号
債務者　河賀　佳奈
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３４号
広島県安芸郡府中町本町３丁目14番５号
債務者　植木　良雄
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２０号
福岡市博多区千代４丁目24番20号
債務者　今村　勝徳
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３２４号
熊本市中央区紺屋今町１番13―201号　城南マンション、前住所熊本市中央区国府４丁目４番21号　国府レジデンス202
債務者　高倉　　愛（旧姓盛）
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係